

第16期 第29回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年11月27日(水) 午後1時30分～午後3時35分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 6 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	欠席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	欠席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 2 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆(欠席)

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 金城 敏満

7 現場調査日時： 令和元年11月27日(水) 午後1時33分～午後3時05分

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第29回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

そして本日の出席委員は8名中6名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。

本日提案された議案等についての現場調査が7件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ではご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時33分

再開 午後3時05分

会長

再開いたします。

これより報告案件に入ります。初めに報告第175号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第175号「農地転用後の利用状況の報告について」

3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第175号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 176 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページ及び 5 ページをお開きください。
報告第 176 号「現況証明願について」
10 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 176 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 177 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 7 ページをお開きください。
報告第 177 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 177 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行していきます。
では、次に報告第 178 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 178 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
6 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 178 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 179 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 179 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 179 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案第 97 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 97 号について説明いたします。議案書の 13 ページをお開きください。
議案第 97 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございます。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字長堂山垣原 370 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安浜原 279 番 2、279 番 3、279 番 6、字伊良波先祖原 326 番 2 につきましては、譲受人が農地所有適格法人以外の法人となりますので、農地法第 3 条の第 2 項の 2 号に該当しますが、農地法第 3 条第 3 項の要件を満たしていると考えられますので、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安浜原 279 番 4、279 番 5 につきましては、譲受人が農地所有適格法人以外の法人となりますので、農地法第 3 条第 2 項の第 2 号に該当しますが、農地法第 3 条第 3 項の要件を全て満たすと考えられることから、許可相当ではないかと思われます。
以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 97 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番はそれぞれ関連しますので、一括して審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

整理番号 1 番、2 番、3 番も、渡す側が農業の日数を書いていないのは何か意味があるの？

事務局

この資料に書いていない理由としては、農地法第 3 条に係る譲渡人の農業日数というのは許可、不許可によらないものですから、記入していないという。

7 番委員

直接、記入しないでいいということですか。

事務局

はい、そうです。

7 番委員

はい、わかりました。

会長

ほかにいらっしゃいませんか？

2 番委員

すみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3 時 14 分

会長

再開します。

ほかには質疑ないでしょうか。

では異議なしと認めて、これより採決に移ります。整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可することに決定します。

続いて整理番号 2 番、3 番の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

事務局

ちょっと休憩お願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 22 分

会長

再開します。

それでは整理番号 2 番、3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では、これより採決に移りたいと思います。整理番号 2 番と 3 番については農地法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しますが、農地法第 3 条第 3 項の各号の要件を満たしていることから、許可することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番は許可することに決定しました。

では、次に議案第 98 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 22 ページをお開きください。

議案第 98 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は、金良後原 365 番 5 及び 366 番 4、転用目的は農家住宅及び集荷条件農業用倉庫。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、36 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂西原 1225 番 2、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、42 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 543 番 5 及び 543 番 6、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、49 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 201 番 8、転用目的は店舗。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 841 番 4、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 98 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。では事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 98 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定しました。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいでしょうか。これより採決に移ります。整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 3 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では質疑なしと認めます。これより採決に移ります。整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。では整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 99 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 99 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」、説明いたします。議案書の 59 ページ、60 ページをお開きください。

被相続人は●●●●。相続開始年月日は平成 30 年 10 月 8 日で、こちらは●●●●の死亡の日となっております。耕作農地は 2,070 ㎡、農地等の相続人は●●●●。被相続人との続柄は「子」、この方は長女になります。平成 26 年 3 月 28 日より、農業経営を開始されております。この●●●●は、字嘉数の 493 番と 495 番の 2,070 ㎡を相続しておりますが、この 3 つについて使用貸借で利用権を設定し、農業経営を開始した日がこの平成 26 年 3 月 28 日となっております。当該農地で引き続き農業を行うということで、今回の願い出が出ているところです。本日の現場確認のときにご本人さんに会えて、農業の考えとか、圃場もしっかり管理されていたので、今回の適格者証明相当になるのではないかなと考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 99 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいですか。では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第 99 号について、願出人を納税猶予適格者として証明書を発行することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 99 号は適格者証明書を発行することに決定します。
では、次に議案第 100 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 100 号「時効取得を原因とする農地の権利移動又は設定の登記について」、説明いたします。議案書 64 ページをお開きください。
権利者は●●●●●。義務者は●●●●●。農地の所在は、豊見城市字与根西原 40 番 15 です。本件について聞き取りを行ったところ、父●●●●●が登記原因日当時に、子●●●●●に対して当該農地を贈与する意思を示して、●●●●●はその意思を承諾し、占有を開始しております。このたび●●●●●は●●●●●●に対して時効取得の意思を援用し、所有権移転登記を行っております。先ほどの現場確認の際にも耕作も認められますので、時効取得の要件を満たしているものと考えられます。
以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 100 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、議案第 100 号について、時効取得の要件を満たしていると認められることから、取得時効完成案件として沖縄県知事へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 では異議なしとのことですので、議案第 100 号は取得時効完成案件として沖縄県知事へ報告することに決定いたします。
以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議を
いただきまして、ありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和元年 11 月 27 日（水）

午後 3 時 35 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



2番委員

菅 銘 博



3番委員

金城 敏 浩

